

## 県民運動推進事業(CM 放映等)委託業務公募型プロポーザル 募集要領

### 1 事業の概要

#### (1)事業名

県民運動推進事業(CM 放映等)委託業務

#### (2)事業の目的・事業内容

本県の最重要課題である人口減少問題において、現在、婚姻件数や出生数の減少がさらなる人口減少を招くという負の連鎖が深刻化しています。この背景として、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が根底にあり、家事や育児などの役割の多くを女性が担う現実があります。このことは、女性にとって、仕事をしながら家庭や子どもを持つことに負担や不安を感じるにつながっています。

本事業では、全ての人々が自らの希望や意思に基づいて、仕事、家庭、プライベートなどのライフスタイルを選択でき、『ライフコースの一つとして』子どもを持つことにポジティブなイメージを持ってもらうことを目的に、性別役割分担意識の解消及び「共働き・共育て」の取り組みへの理解促進のため、テレビCMを中心とした広報・啓発を行います。

なお、本事業でいう「県民運動」とは、官・民・県民が一体となり、連携して社会全体の意識改革を推進する取り組み等の総称です。

#### (3)委託期間

契約締結の日から令和7年1月15日

### 2 見積限度額

6,150千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

### 3 審査委員会の設置

別添定める「県民運動推進事業(CM 放映等)委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置します。

### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下「交渉」という。)を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。5日以内(予定)に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこ

とになります。

## 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（もしくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

## 6 説明会

### (1) 日時

令和6年4月2日(火) 午前10時から

### (2) 場所

高知県庁 本庁正庁ホール（高知市丸ノ内1-2-20）

### (3) 説明会に出席する場合について

説明会に参加を希望する事業者は、令和6年3月29日(金)午後3時までに、「14 問い合わせ先」へ電子メールで申し込み、電話で着信を確認してください。

※説明会への参加は、当プロポーザル参加の必須要件ではありません。

## 7 質疑と回答

質疑は令和6年4月4日(木)午後3時までに質疑書(別紙様式1)により、電子メールで受け付けます。必ず電話で着信を確認してください。

質疑と回答の内容はホームページに掲載します。

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式2)及び資格要件確認書(別紙様式3)に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けます。申込みに当たって提出される書類を次表に示します。

[提出書類の様式、提出部数等]

	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書(様式2)	A4縦	1部
2	資格要件確認書(様式3)	A4縦	1部
3	2に必要な添付書類	任意	1部ずつ
4 ※任意	<p>(直近3年以内に高知県から業務委託を受託し、事業を完了している実績が2件以上ある場合)</p> <p>業務委託契約書の表紙(写し)</p> <p>※実績が2件以上ある場合、募集要領「16 その他」(3)の記載のある契約保証金が免除されます。なお、提出はプロポーザル審査会后、候補者となった後の提出でも構いません。</p>	A4縦 (写し)	1部ずつ (3件以上の受託実績がある場合でも、提出は2件分で構いません)

(1)参加申込書

①提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

②提出期限

令和6年4月15日(月)午後5時(必着)

③提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20

高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 (担当者:寺田、田所)

TEL:088-823-9651

(2)資格要件の確認

高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課で、申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。

申込者の資格要件の確認結果を令和6年4月17日(水)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3)資格要件が満たなかった者に対する理由説明

①参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満た

なかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができます。

②知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

## 9 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

## 10 審査

別途定める「審査要領」に基づき実施します。

## 11 審査結果

審査結果は、令和6年5月2日(木)までに、全ての企画提案者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

## 12 日程

令和6年3月27日(水)	募集開始(ホームページへ掲載)
令和6年3月29日(金)午後3時	説明会申込締切
令和6年4月2日(火)午前10時	説明会
令和6年4月4日(木)午後3時	質疑書提出締切
令和6年4月15日(月)午後5時	参加申込及び資格要件確認書類の提出締切
令和6年4月22日(月)午後5時	企画提案書の提出締切
令和6年4月30日(火)午前10時	審査委員会(プレゼンテーション)
令和6年5月2日(木)	審査結果通知

## 13 提出書類の取扱い

(1)提出された書類は返却しません。

(2)提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。

(3)提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式4により提出してください。

開示・非開示の判断は様式4に基づき行うものではなく、様式4を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

(4)契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

#### 14 問合せ先

高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課 担当:寺田、田所

TEL 088-823-9651

E-mail 060901@ken.pref.kochi.lg.jp

#### 15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

#### 16 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は企画提案者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。